

**企業会計基準適用指針公開草案第 24 号（企業会計基準適用指針第 10 号の改正案）
「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」に関するコ
メント**

平成 19 年 9 月 3 日
あずさ監査法人

平成 19 年 8 月 2 日付で公表されました企業会計基準適用指針公開草案第 24 号（企業会計基準適用指針第 10 号の改正案）「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

1. 新株予約権の交付に関して（適用指針 50 項）

株主に対して新株予約権又は現金を交付したときも、取得に直接要した支出額に準じて処理することとされているが、株主に対して交付した新株予約権又は現金は「取得の対価」であり、取得に直接要した支出額に準じて処理することに違和感があるため、新株予約権者とそれ以外のアドバイザー等への交付に限定して規定したほうがよいのではないか。（適用指針 361 項も同じ）

2. 株式交換で中間子会社に対価を支払う場合に関して（適用指針 236-4 項）

当該項目で記載されている事象は、株式移転の際にも生じるため、239 項にも追記してはどうか。

3. 子会社が孫会社を株式交換完全子会社とする場合の取扱いに関して（適用指針 236-5 項）

236 項や 236-4 項の記述と合わせるため、子会社が孫会社を株式交換完全子会社とする場合の、子会社における払込資本の額の算定方法についても触れてはどうか。

4. 分割型会社分割の税効果に関して（適用指針 409 項(3)）

子会社が他の子会社に株式のみを対価として分割型の会社分割した場合の親会社における税効果も、株式交換完全親会社の税効果（適用指針 115 項）と同様の扱いとしてよいのか、説明を加えていただきたい。

5. 共通支配下において現金を対価として株式を受け取る場合に関して（適用指針 448 項(3)）

共通支配下の取引のうち株式交換や株式移転において、現金を対価として株式のみを受け取った場合は、金融商品に関する会計基準により時価で評価し、のれんは生じないという説明ができるが、対価が株式及び現金以外の現物、つまり土地のような場合、受け取った株式は子会社の純資産額に基づき計上し、これと土地の簿価との差額は、のれんが生じるのか明示していただきたい。

現金を対価として株式のみを受け取る場合にはのれんは生じないということであるが、会社分割で現金を対価として、株式のみを承継した場合ものれんは生じないということではどうか。

6. 対価の柔軟化に関して

実務において、会社分割により子会社の事業を親会社に移転する際、親会社保有の当該子会社株式を対価とする取引が行われることが想定されるため、この場合の親会社及び子会社の会計処理を取り扱ってはどうか。

以上